

平塚市博物館研究報告『自然と文化』第三十二号 抜刷（二〇〇九年三月）

近世中規模河川における治水秩序とその変容―相模国金目川を事例に―

早田旅人

近世中規模河川における治水秩序とその変容——相模国金目川を事例に——

早田 旅人*

はじめに

近世の治水に関する研究はこれまで主に利根川流域など大河川流域が検討対象とされ、それ以下の中小河川が検討素材とされることは少なかつた。これは、貝塚和実氏や榎本博氏が指摘するように、大名手伝普請や国役普請を検討の中心としてきた従来の近世治水史研究の研究状況によると思われる。^①

そのため、地域の身近な存在であるにもかかわらず、中小河川における治水の動向を近世を通してイメージすることは困難となっている。もともと、中小河川といっても地理的条件、領主支配など地域によってその様態は多様であるが、研究自体が少ないため、その比較検討や類型化による全体的な傾向・特徴を把握することもできない。相模国内で見れば、酒匂川についてはいくつかの研究があるが、富士噴火の被害にともなう普請の検討が中心であり、近世を通じた治水・普請の動向を扱った研究はみられない。

そこで、本稿ではかかる研究状況を鑑みて、事例の豊富化の意味も含め、相模国金目川を対象に近世を通じた治水・普請の動向を検討したい。

ところで、河川をめぐる治水・用水に関する研究には幕府政策史的な観点のほか、一九八〇年代以降、普請組合や用水組合に着目した地域論の観点からの研究がみられる。たとえば貝塚和実氏は普請組合の支配と自治の両側面の統一的把握の必要性を主張し、地域的な共同利害が形成される過程で自律的な性格を持ち始める普請組合の姿を描き出した。^② また、大塚英二氏は村連

合における地域・村落間格差に目を向け、上流優先で曖昧な関係を含んだ用水秩序が下流村々の百姓成立を求める人々による用水争論を経て平等化・個別化へ向かい、用水組織がよりはっきりとした組織体へと変わっていくことを指摘した。^③ さらに、馬場弘臣氏も大塚氏の提起を受け、用水争論が用水組織を成熟させていくなかで、村々の個別性が強まる一方、組合村としての一体性も追求されるという相反する状況の同時並行的な進展を指摘し、そうした状況を止揚するためにも組合村の組織的強化が指向されていくことを指摘した。^④ これらの諸研究においては、普請組合なり、用水組合なり、治水・用水にかかわる在地の組織が活動・争論を通して自律的な組織として成熟していく様子が論じられている。ただ、これらの諸研究で検討される組織は領主権力が終始編成に関与していたり、負担・受益が構成村と一致する—その割合に異論はあっても—用水組合であったりと、組織の存在自体は安定的なところにある成熟の基盤・背景があると思われる。本稿で検討する金目川の治水組合は、後述のように幕府権力による関与が途中で絶え、かつ、構成村によつてはその存在意義が必ずしも認められていない不安定な特徴をもつ。そのため、その検討は上記の先行研究の事例とは趣の異なる組織像を描き出すと思われる。

本稿の検討対象である金目川は、現在の秦野市叢毛の春嶽山を源流として南流し、河口付近で花水川と名を変え、平塚市唐ヶ原で相模湾にそそぐ延長

*平塚市博物館

キーワード：金目川・金目川通り二十八ヶ村組合・川除普請・大堤・治水

二一km、流域面積一七七、三平方kmの二級河川である。流域は神奈川県最大の水田稲作地帯であり、その生産を支える重要な川である。しかし、一方では近世に一〇年に一度の割合で洪水の記録が残る「荒川」でもあった。流域の支配は近世前期はほとんどが幕領であったが、元禄の地方直しを経て、多くが旗本領・大名領が微細に入り組む相給地帯となる。

金目川の治水を検討対象にした先行研究には土井浩氏⁶、木龍克己氏⁷・山崎執子氏⁸の研究がある。土井氏の研究は近世を通じて金目川の洪水や普請、二十八ヶ村組合の貞享元年（一六八四）の成立、享保期の御入用御普請の停止など、金目川の水害・治水・利水の概要を初めて提示した基礎的な研究である。しかし、治水組合である二十八ヶ村組合を「用水組合」とするなど、その性格規定に混乱がみられるほか、その活動の時期的な質の変化についての分析がなされていない。木龍氏の研究は金目川の普請を素材としているが、幕政における御普請の転換や証拠書物の意味の検討事例として扱われており、金目川の治水そのものに焦点をあてたものではない。山崎氏の研究は普請の実施年代を詳細に年表風にまとめたものだが、検討対象は享保期までである。また、『平塚市史』⁹も金目川の治水を取り上げているが、前記の研究が下敷きとなっており、その水準を超えるものではない。近世金目川の治水史は史料の残存状況が十分でないこともあり、その全貌は明らかとはいえない。そこで、本稿では、近世初期から二十八ヶ村組合の史料がみられなくなる明治初期までを通して、金目川の治水をめぐる動向をできるだけ明らかにしていきたい。

なお、検討にあたり普請の形態を、①公儀普請Ⅱ幕府が幕領・藩領・旗本領を問わず自らの支出によっておこなうもの、②領主普請Ⅱ幕府は幕領に、藩は藩領に、旗本は旗本領にとそれぞれ自らが支出しておこなうもの、③大名手伝普請Ⅱ幕府が特定の大名に手伝いを命じ、幕領・藩領・旗本領を問わ

ずおこなうもの、④自普請Ⅱ村・百姓がおこなうもの、と実施主体により分類して分析する¹⁰。

一 近世前期における金目川堤防の普請状況

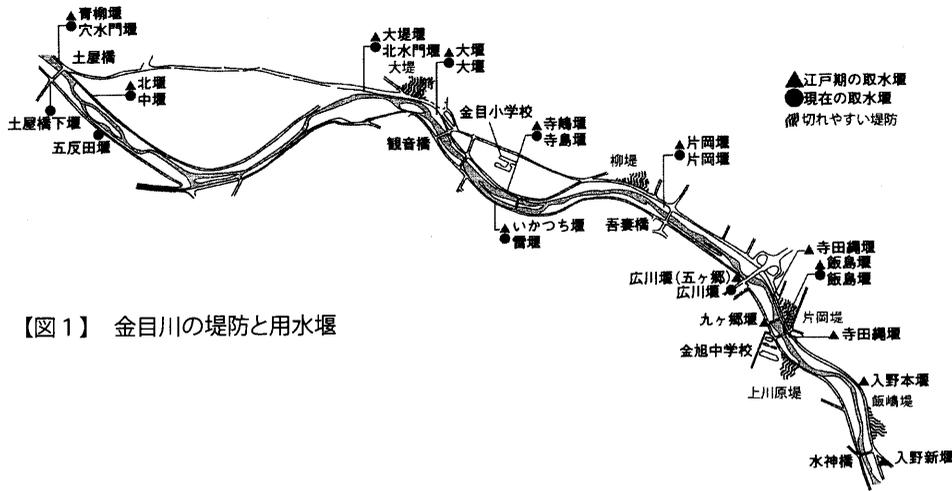
1 金目川堤防の由来と天和期以前の御普請

近世前期の金目川の治水関係史料は少ない。ただ、後世に記された写・覚などからその由来・経緯がうかがえる。金目川堤防の由来については、享保二〇年（一七三五）に記された「金目川堤前々より御入用御普請之覚」¹¹によると次の通りである。

百式拾八年以前慶長拾三年申年大満水仕、水入之村々百姓家居梁迄水たゝえ申候由代々申伝候、其近年 権現様御鷹野二御成被為遊候処、（中略）則翌酉年中原村二御殿御建被遊候二付、（中略）右之満水二而村々百姓迷惑仕候儀不便二被為 思召、御慈悲を以同酉年金目村大堤并川通所々堤御普請被仰付被下置候と申伝候、此故二此堤之儀を御所様御入国以来之堤と申来候

これによると、慶長一三年（一六〇八）、金目川の洪水で村々が家居梁まで浸水した。そのころ付近を鷹狩りに訪れていた徳川家康は、洪水に苦しむ百姓を不憫に思い、翌年、大堤と川通りの堤防を普請した。そのため、この堤を「御所様入国以来之堤」と呼んでいるという。なお、『新編相模国風土記稿』の南金目村の項には「水除之堤¹²あり、長千五百七十八間の内、三百十八間の所を大堤と唱え又御所様堤とも呼ぶ¹³」とあり、大堤は「御所様堤」とも呼ばれていた。金目川の堤防に近世初頭より幕府が関与していたこ

とがうかがえる^①。近世初頭は戦乱の終焉にともない、生産力の拡大・安定を
 目指す幕藩領主の主導による治水・開発事業が全国的に展開されたといわれ
 る。当地域では代官頭伊奈忠次による治水事業が確認でき、大堤も彼が主導
 する治水・開発事業の一環として構築されたものと考えられる。



【図1】 金目川の堤防と用水堰

その後、天和期までの普

請の経緯を「金目川堤前々
 より御入用御普請之覚」(A)
 と貞享元年(一六八四)に中
 原代官成瀬五左衛門が勘定
 所に提出した「相州金目堤
 修復御普請人足割に付奉御
 鏡候之覚」(B)によりみる
 と、次の通りである。

①寛永七年(一六三〇)八月
 一五日、洪水で大堤が決
 壊、幕府代官服部惣左衛門
 の見分で幕領・私領に「郡
 役」が命じられ御普請が実
 施、人足扶持が下付され
 た。奉行は服部手代の村上
 孫右衛門・佐瀬仁兵衛で
 あった(A)。ただし、(B)
 では万治三年(一六六〇)
 以前は、「私領は一切構不
 申、御蔵入計二而修復仕来

候」とされる。なお、ここでの郡は「中郡」である。

②万治三年七月一六日、洪水で大堤が決壊、関東郡奉行片桐貞昌の見分で人
 足扶持一人につき一升五合を下付され御普請が実施された(A)。ただ、
 このときは「日用(日備を用いた請負人による普請か)」となり、「御領・私
 領共に人足一切出シ不申御普請は成就」した(B)。

③寛文二年(一六六二)、南金目・片岡・飯島・廣川・公所・北大繩・矢崎・
 北金目の村々が小田原藩稲葉氏・浜松藩青山氏領になり、「修復之義領分
 切二罷成、御蔵入は構不申候」となった(B)。大堤・柳堤・飯島堤の金
 目川の主要な堤は私領内となり、その普請はその領内で実施されるようにな
 ったと思われる。

④寛文六年七月二八日、洪水で大堤が決壊、中原代官成瀬五左衛門・坪井次
 右衛門が見分し、御入用金が出付され御普請が命じられた(A)。寛文二
 年に普請は「領分切」とされたが、「悪水村江川□かけ申二付」とあり、
 幕領村々にも被害が出たために御普請が発令されたのであろう。しかし、
 「御入用金之内半分水下村々」から出金するように命じられたため、水下
 村々は「達而御訴訟申上」げることとなった。そして、その際、南金目村
 が「障り二罷成」り、普請は中止された。以後、延宝六年(一六七九)ま
 で普請は中絶した(B)。南金目村の「障り」の具体的な内容は不明だが、
 南金目村が小田原藩領になったことが理由とされ(A)、藩主の「承知」
 がなかったためという^②。なお、南金目村名主は洪水見分に訪れた小田原藩
 役人に「堤之儀ハ美濃守領分ニ而御座候得共、指而田地ニ損面過分ニハ無
 御座」と上申ししていた^②。おそらく、藩としては決壊しても同村への影響の
 少ない大堤に普請費用を消費する利点を感じられず、普請を承知しなかつ
 たのであろう。

⑤寛文六年以降、御普請が中絶したため、用悪水村々とも難儀し(A)、延

【表1】延宝7年の金目川取水村

幕領	入野・長持・久松・友牛・河内・根坂間・松延・徳延・山下・寺田縄・矢崎・西海地
藩領	南金目・大畑・矢崎・北大縄・片岡・飯島・広川・公所

※囲みのある村は幕領私領の相給

宝六年、水留堤と諸堰の御普請実施を願い出た。その結果、水留堤（水を留めるだけの仮の堤）のみ御普請が命じられ（B）、翌延宝七年、幕府代官成瀬五左衛門・坪井次右衛門・近山与左衛門の見分で水留堤が築かれた（A）。

この水留堤普請について成瀬ら三代官が勘定所に提出した見積りによると、金目川より取水している村々は幕領が一ヶ村、小田原藩領・浜松藩領が八ヶ村で、相給による重複を除き計一九ヶ村であった【表1】。そして、両藩と相談して高割で幕領より四三九六六人、小田原藩領・浜松藩領より二五五二人の足動員が割付けられた。ただ、幕領からの人足は「代官所中郡領在々より為出遣可申候」とあり、一人一日五合の扶持米が下され、取水の有無に関わらず中郡の幕領村々から郡役として動員された（B）。

⑥延宝八年閏八月六日、洪水で水留堤ほか所々が決壊した（A）。用水方・悪水方とも一連判で普請を願い上げ、村瀬伊左衛門・設楽長兵衛・坂部三左衛門が見分し、四三〇両余の御入用金が下付され、公儀普請が実施された。奉行は成瀬手代平田伝左衛門・坪井手代須田久右衛門であった。このときも「日用」となり幕領・私領とも一切人足を出さなかった（B）。

⑦天和二年（一六八二）、柳堤・飯島堤が破損し、御普請の際、人足を幕領・私領とも高割で割付けた。しかし、幕領村々は朝鮮人来朝により人馬を多く道中に出しており御普請に支障がある旨を訴えたところ、代官坪井治右衛門は水下以外の幕領村々にも助人足を命じた（B）。

2 近世前期における普請の特徴

以上、天和期までの金目川普請の経緯をみた。万治三年以前の郡役賦課範囲については幕領・私領横断的とも、幕領のみともされ、実態は不明であるが、近世初頭は取水の有無にかかわらず「郡役」で足動員され、幕府からの扶持米・入用金による公儀普請が実施されていたことがうかがえる。

しかし、堤防の所在地に私領が設定されると、その普請には領主の承認が必要とされた。寛文六年に幕府代官が大堤の普請入用金の半分を水下村々に求めた際、大堤が所在する南金目村の領主小田原藩は「障り」を申し立て、以後一三年間普請が中絶したのである。なお、このときの幕府代官の入用金負担要求の対象が、郡ではなく「水下村々」であることに注意したい。すなわち、金目川から取水する村々が出費の負担範囲になっていた。

そして、延宝七年の普請では入用金・扶持米・建築資材や足動員が領主ごとに高割で賦課される「御入用高割」の領主普請が実施された。寛文六年以来の御普請発令であり、御普請再開にあたり幕府代官と藩の間で普請のあり方について何らかの取決めがなされたのであろう。この普請で幕領に賦課される人足は、取水の有無にかかわらず郡内の幕領村々から大助高を基準に郡役で動員された。これまでの郡役の賦課範囲は幕領・私領横断的であった可能性があるが、ここでは明確に幕領に限定され、郡役は幕領の取水村の負担を中郡の幕領村全体に分散させるものになっている。そして、天和二年の郡役では朝鮮人来朝の人馬負担による御普請への支障が取水村々より訴えられてから助人足が命じられている。足動員はまず取水村々にかかれ、その村々に過度の負担が生じた際に郡役が発令されたと考えられる。

これらのことから、この時期の堤防普請は基本的に幕府が統括したといえるが、費用からみれば初期は「御入用金」による公儀普請であったが、延宝期より「御入用高割」による領主普請がみられるという変化がうかがえる。

この背景には、近世初期には幕領がほとんどであった金目川流域村々に、寛永の地方直しを経て私領がみられるようになったこと、とくに寛文期の藩領の設定があつたといえる。

つぎに、人足負担のあり方をみると、当初、幕領・私領横断的であつた可能性がある郡役賦課対象は明確に幕領のみとなつていき、それも、「水下村」
 Ⅱ取水村の負担が過重となつたときに賦課されるものとなつた。また、寛文六年の幕府代官による普請入用金の負担要求や、水下村一九ヶ村へ高割で人足動員が賦課された―幕領の水下村への賦課分については幕領全体への郡役で動員されたが―延宝七年の水留堤御普請にみられるように、人足は「水下村」Ⅱ取水村が負担するという「受益者負担の論理」とでもいえる傾向がみられるようになっていく。

なお、万治三年・延宝八年の普請は公儀普請と考えられるが、「日用」を使うことで幕領・私領とも人足を出さずに済んでいる。これについて「大破損之節ハ度々從御公儀様御入用金子被下置、御日用を以御普請」とする史料があり、堤防大破時の公儀普請にはしばしば「日用」が用いられることがあつたという。特に被害が甚大で百姓の手が回らない場合に村々から「日用を以御普請被遊候」ことが期待された。

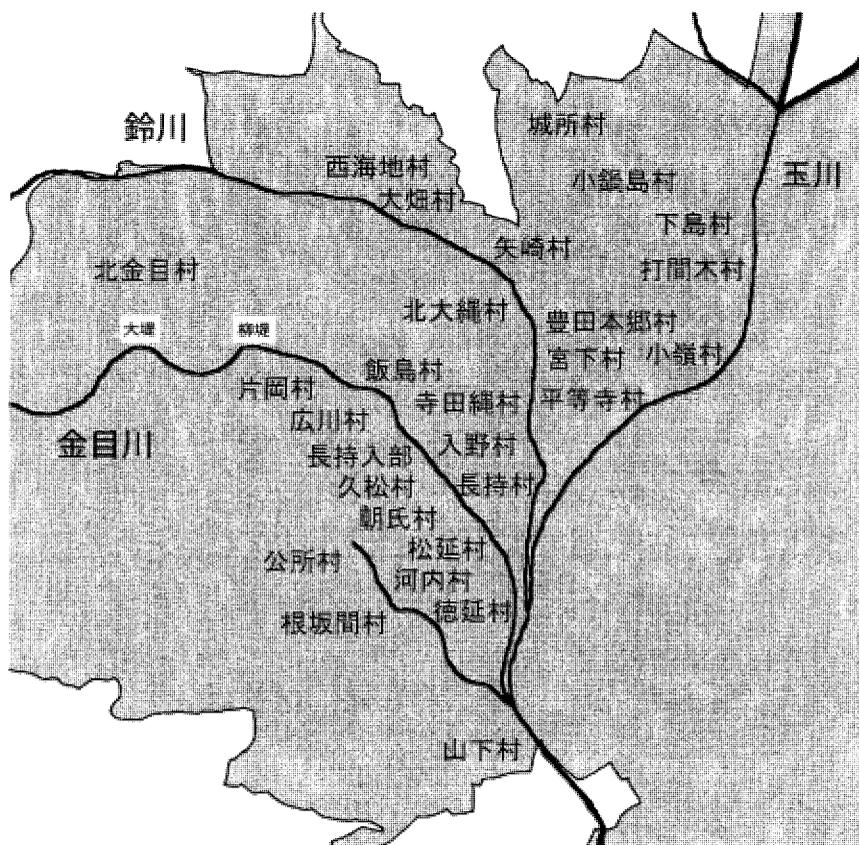
二 近世的治水秩序の成立

1 金目川通二十八ヶ村組合の成立

貞享元(天和四)年(一六八四)春、大堤から飯島・寺田縄堤にいたる金目川の所々が破損し、水外用悪水村々は高割で御用人足を出して修復するよう命じられた。このとき人足動員を命じられた村々は二八ヶ村であつたが、同年二月、二八ヶ村のうち鈴川を隔てた最東端に位置する下島・打間木・城

所・小鍋島の四ヶ村が動員を拒否し、残り二四ヶ村と争論になつた。

四ヶ村が人足動員を拒否したのは「自分之村々田地高ク候而、金目川之水不流来」という理由からであつた。そこで幕府は検使を派遣し、測量調査したところ、「四ヶ村地低ニ而金目川可流来儀儘ニ相見江候」ことが判明した。金目川の水が鈴川を経て四ヶ村へ流入しているというのである。この結果を受け、同年八月、四ヶ村へ他村と同様に普請人足を勤めることを命じ、名主



【図2】 金目川通り二十八ヶ村組合

を禁獄に処する評定所の裁許が下った。これにより金目川堤防は「式拾八ヶ村御普請所二相極り」、金目川通り二十八ヶ村組合が成立した。金目川の水を取水する村が堤防普請の義務を負い、その村が二八ヶ村と決まったのである。以後、「御修復之儀は年々廿八ヶ村にて相勤候」といわれるように金目川通りの堤防普請はこの枠組みが前提となった。

延宝七年（一六七九）の水留堤御普請では取水村は一ヶ村とされており、この裁許以前の取水村々の範囲は流動的で確立していなかったと考えられる。それが、測量調査を踏まえて明確に二八ヶ村として確立されたことがこの裁許の意義といえよう。なお、大堤が所在する南金目村は二十八ヶ村組合には入らなかった。

ところで、この貞享元年の堤普請にあたり、幕領の取水村々は「御領所水下江者、中郡惣御蔵入中之大助高二而、郡役御普請二被仰付被下候様」願ひ出していた。彼らとしては従来からの郡役による人足動員で自らの負担軽減を図ったのであろう。しかし、これに対する評定所の判断は次の通りであった。

相州金目大堤、同柳堤、飯島・寺田繩堤、広川前同九ヶ郷堤所々破損修復御普請人足之義、御領・私領共二用水・悪水請候分、廿八ヶ村高割二而出之御普請仕候筈二候、然上ハ、御蔵入分も郡役二人足出さ七候義如何候間、今度公事裁許之通り、右之川筋普請之義ハ廿八ヶ村切二仕立候様二向後可被相心得候、以上

すなわち、今回の裁許で二十八ヶ村組合が成立したので普請は二八ヶ村で実施し、他村への郡役動員は認めないというのである。これにより金目川堤防の普請は純粹に幕領・私領とも取水する村々だけの人足負担となった。幕領の取水村々としては二十八ヶ村組合の成立が裏目に出たといえるが、金目

川から取水する村が堤防普請の義務を負うとする「受益者負担の論理」が貫徹されていたのである。ここに、二十八ヶ村組合の成立と郡役の廃止という金目川堤防の治水・普請秩序が成立した。この貞享元年の普請では大堤・柳堤・飯島寺田繩堤・広川前九ヶ郷水門堤が対象とされ、竹一九五三八本、杭木一五七〇本、人足八二六五人一分の目論見帳が作成された。これを二八ヶ村の幕領・私領ごとに高割し負担が決められた。幕領には竹と杭木が幕府より下付された。

なお、貞享三年六月四日にも大堤が決壊し、御入用金二二〇両余で御普請が実施されたが、その際、南金目村内の金目川の川幅が狭く、大堤の支障になるとして川幅拡張工事も実施された。そして、この工事で拡張された川幅は後年の基準として絵図（川幅改定絵図）に記録され、後に御普請所の証拠書物として引き合いに出されるようになる（後述）。

2 元禄地震と流路の変更

元禄一六年（一七〇三）一月、南関東で大地震が発生し、金目川周辺は「家居不残潰し、田畑大分普請所多ク」なる被害を受け、金目川も「地震以来川瀬大分高罷成、少シ之水も堤押切」れるようになった。

そして、宝永元（元禄一七）年六月二十七日〜七月三日に、大堤・柳堤・片岡堤・寺田繩堤・広川堤が決壊した。この年の春、二八ヶ村では一〇〇石につき人足三〇人の割合で堤の普請を実施していたが、今回の大破を受けて幕府に御入用金の下付と「御日用」による御普請を願ひ出た。幕府は五〇〇貫文を下付して水留御普請をおこない、幕領へは田地開発金も下付された。そして、翌二年春に一人につき一匁二分五厘の人足賃銀が下され、本堤普請が実施された。

しかし、同年六月、再び所々の堤防が決壊し、民家まで浸水する洪水が発生した。頻発する洪水に対して二八ヶ村では、幕府に堤防の御普請とともに

に、川の浚渫工事を願い出た。⁴¹ これを受け、閏九月、幕府代官平岡三郎右衛門・小長谷勘左衛門が見分、一〇月に平岡手代山下喜蔵・野沢藤八、小長谷手代林小助・東村源助が目論見を作成し、翌宝永三年二月、浚渫工事ではなく川幅拡張と筋替工事が実施された。⁴² これにより、川筋は入野・長持・友牛・南原にかけて長八三〇間の流路に変えられた。幕府は一時的な堤防普請や浚渫ではなく、川幅拡張と筋替工事による抜本的な解決を考えたと思われる。⁴³

3 用水秩序の成立

宝永元年（一七〇四）、北金目村が片岡・南金目・矢崎・西海地・大畑の五ヶ村へ大堤切樋の普請入用の拠出を求めて争論となった。五ヶ村は入用の拠出を拒否したが、代官が見分し「弥右衛門堀」を築留したところ渴水した。そのため、広川村庄左衛門らの仲裁で築留を撤去し、宝永四（一七〇七）年六月、五ヶ村は引水反別に応じて切樋入用と人足を出すことを決めた。⁴⁴

この争論解決を受けて、翌七月、金目川通りの一七の堰の取水村と取水面積、分水量が取決められた。⁴⁵ 地震や筋替による水流の変化などを踏まえ改めて用水秩序を確認・確立させる必要があったのであろう。ここで各堰からの取水村が明確化したことで、取水村々で構成される用水組合も明確化されたといえる。そして、この取決めは以後、明治一五年（一八八二）まで変化はなかった。⁴⁶

貞享元年（宝永四年）の約二〇年を通して、金目川通りにおける治水秩序と用水秩序が成立した。以後、基本的にこの秩序は近世を通じて変わることがなかった。この意味でこの時期は金目川における近世的治水・用水秩序の成立期といえる。なお、この間、元禄一〇年（二六九七）に地方直しが実施され、金目川流域の多くの村々が旗本・小大名の相給領となった。

三 宝永富士噴火と河川筋替

1 宝永の花水川河口筋替

金目川の用水秩序成立直後の宝永四年（一七〇七）十一月三日、富士山が噴火し、金目川付近は「川通埋り、田畑家居迄砂押上迷惑仕候」と甚大な被害を受けた。村々は幕府へ浚渫工事を願い、翌年正月、幕府代官平岡三郎右衛門の手代らが見分、四月から岡山藩に御手伝普請が命じられ、入札のうえ大津屋五兵衛・河内屋三右衛門による浚渫工事が実施された。⁴⁷

しかし、翌宝永六年、再び川が埋もれ、八月から浜松藩に御手伝普請が命じられた。ただ、この時は浚渫だけでなく、下流で湾曲していた花水川を直線化する筋替工事も実施された。この筋替は、六月に寺社奉行に提出された高麗寺の願書によると「新川余村より奉願候様二風聞二承候」とあり、「余村」おそらく上流村々からの発案であったらしい。筋替で寺領が分断される高麗寺は筋替工事の反対運動を起こした。⁴⁸ 一〇月、南北金目村は川下村々が「金目大堤切破り、北金目村田地之内え水御廻し、金目川干形」にする願いを出していることを知り、反対の願書を出した。⁴⁹ 筋替をめぐる川上と川下の村々の激しい対立がうかがわれる。しかし、結局、高麗寺村を分断する花水川河口の筋替工事が実施され、宝永七年三月に完工した。⁵⁰

2 享保の新川・新堀の開削と新たな組合の結成

宝永富士噴火の影響はその後も続いた。山下・徳延・松延・河内・南原の五ヶ村は、降砂の影響により「田地水腐、殊二村内家屋敷へ水湛、住居難成」として幕府に見分を願った。その結果、享保三年（一七一八）、山下村地内へ長五〇〇間の「悪水落堀」の開削とこれに沿った水除堤の普請が公儀普請で実施された。そして、幕府はここを御普請所に指定して「常々大切二

相守、大破無之内御修復相願候様」命じ、「五ヶ村組合」を結成させた【図3】。従来、この御普請は川幅拡張工事とされてきたが、それを示す史料は存在せず、「悪水落堀」の掘削と水除堤の設置が御普請の内容である。

また、金目川・鈴川・玉川の三川合流地点でも降砂が溜まり、「正徳二辰ノ年より享保六丑ノ年迄拾ヶ年、入野村・長持村・豊田三分（本郷・小嶺・宮下）・平等寺村・打間木村、此七ヶ村田畑ハ不申及、上居屋鋪迄一面二水澁候内、平塚定助御役人馬井出作之義、隣村へ百姓最合ニ作船作り立通路仕候」と湖のような状態になっていた。

そこで、享保六年、この七ヶ村の「御救」のため、三川合流地点から南原村地内に長五〇間の「水拔仮川」を掘る公儀普請が実施された。工事は金目川の澁水場を「水拔仮川」を掘って水を抜いたうえで浚渫し、その後「水拔仮川」を埋め戻して元に戻す計画であった。ところが、「水拔仮川」を掘ったところで費用が一両もかかり、二、三年のうちに川上に残る砂で再び川が埋まることが判明した。そのため翌年、この仮川を拡幅し、長五七〇間の「永川」とすることになった。これにより金目川と鈴川・玉川の合流点を南下させる新たな川筋である玉川新川が生まれた。



【図3】 五ヶ村組合

しかし、この普請では南原村内に玉川新川が流れることとなり、同村では洪水被害の増大が懸念された。また、村高二八〇石余のうち幕領は六四石しかなく、後年に御普請が実施されなくなる不安



【図4】 八ヶ村組合

も生じた。そこで、南原村は勘定奉行に玉川新川の「永川御免」を願い出した。その結果、幕府は南原村一村全域を幕領に編入して川敷潰地の地代金を下付するとともに、懸渡井・悪水吐・土橋・川除などを設置し、そのすべてを「御入用御普請所」に指定した。さらに、南原村と前述の七ヶ村で「八ヶ村組合」を結成させ、この場所と金目川通りの修復にあたらせた【図4】。

これらの筋替・御普請により、ほぼ現在の金目川の流路が形成され、「五ヶ村組合」・「八ヶ村組合」という新たな堤防修復・維持組織も結成された。これらの組合も、二八ヶ村組合同様、幕府の御普請を契機に幕府の指示により結成されたといえる。

四 享保以降の普請——御普請の停止

1 享保期の普請

近世を通じた金目川通りの普請を【表2】で見ると、享保期までは幕府役人の御普請所見分と幕府統轄下での御普請が実施されていたことがわかる。たとえば、享保六年（一七二一）七月に長さ四〇間余にわたり決壊した大堤では、一一月に村々が「御公儀様御入用を以御普請」を願い出た。翌年に代官江川太郎左衛門・川原清兵衛の手代らにより御普請が実施された。このこ

るの普請は「小破之分ハ地頭所より入用被下、格別大破之節者御願之上御入用御普請被仰付⁵⁸⁾」といわれており、小破は領主普請、大破は公儀普請との区別があつたようである。

ただ、享保期に頻繁に実施されている御入用御普請⁵⁹⁾に公儀普請の多くは五ヶ村組合・八ヶ村組合御普請所の御普請であつた。これらの村々の多くが幕領であつたことが背景にあるかもしれないが、一方で大堤等の二十八ヶ村組合普請所の御普請例は少ない。

そして、享保期を過ぎると御普請の記録自体が急減する。この具体的な理由は不明だが、幕府が普請経費削減のため御普請所と自普請所を明確化し、代官に各地の普請の先例調査を迫つた享保一七、一八年の幕府申渡が背景にあるのではないだろうか。前出の享保二〇年の「金目川堤前々より御入用御普請之覚」はこの先例調査の一環として作成されたものと考えられ、結果大堤など二十八ヶ村組合普請所は御普請所と認められず、御普請が実施されなくなつたのではないだろうか。⁶⁰⁾

また、八ヶ村組合の御普請所では元文三年（一七三三）、幕府が私領村々に対して「古来ハ水腐困窮ニ付御入用差別なく被下候義と相聞へ候、其後水腐相止候上ハ私領方へ出金被仰付候義難計旨」を通告した。⁶¹⁾つまり、八ヶ村組合の村々は長い間「水腐」地になつていたために、幕府は「御救」として幕領・私領差別なく費用を出金する公儀普請を実施していたが、「水腐」がなくなつたとして以後の私領村への出金を停止したのである。そして、この普請所も文政期まで関係史料はみられなくなる。

2 御普請停止後の普請

享保末期の御普請停止以後、金目川堤防の普請は停滞した。それはこの時期の普請関係史料の残存数の減少という形でもあらわれているが、二十八ヶ村組合の活動自体も停滞したようである。

宝暦二年（一七五二）一〇月、南北金目村は道中奉行へ助郷休役を願い出した。その願書のなかで享保一九年から宝暦元年まで四回決壊した柳堤について、「近年御入用御普請之儀も不被 仰付、式拾八ヶ村助合も無御座候二付、先年より被 仰付候堤川除も押崩、随分自普請仕候」と訴え、大堤についても「近年御入用も不被 下置、組下式拾八ヶ村助合も相破れ、困窮之百姓数年自普請二仕候」と訴えていた。幕府からの「御入用」が下付されず、二十八ヶ村組合も機能せず、堤が所在する南北金目村で「自普請」しているというのである。さらに、困窮のため定期的な普請ができず、「年中耕作之間を見合、段々仕立」てることになつていた。そのため、「地頭入用を以年々普請」しているなら本来作成されるはずの目論見帳は作成されず、普請費用は村の諸夫銭入用帳にそのつど記入するようになっていた⁶²⁾。このことは、この時期に普請関係史料が少ない理由として興味深い。公儀普請のみならず領主普請も実施されず、場当たりに自普請をせざるをえなくなつている状況がうかがえる。

おそらく、幕府が統括する普請が停止したことで領主の異なる組合村々の統一的な指揮が失われ、そのことが各領主の普請入用の支出抑制を促し、二十八ヶ村組合の活動の停滞を引き起こしたと思われる。組合内の村々でも洪水の影響を受けない村ではこれを機に普請不参加への意向を一層強めたであろう。その結果、普請は堤元の南北金目村での自普請となり、同村百姓の負担は増大し、不完全な施工による決壊の可能性が高まつたと考えられる。そして、それらを理由に助郷休役が要求されるようになったのである。⁶³⁾

天明七年（一七八七）、前年六月の関東筋の洪水にともなう「御救普請」が実施されたが、ここでも二十八ヶ村組合の活動はみられなかった。かわりにみられたのが、土屋・真田・北金目・南金目・片岡・広川・飯島・寺田・入野・長持・南原・友牛・河内・徳延・久松・山下の村々による「拾

享保 20 (1735)	五ヶ村組合堤	三宅紋右衛門お掛りで幕領へ御入用を下され御普請	笹尾 29
	五ヶ村組合堤	桜井文八郎お掛りで幕領へ御入用を下され御普請	笹尾 29
	八ヶ村組合堤	幕領・私領差別なく御入用下され御普請	大野 p 137
	玉川新川御普請所	御入用下され、御普請	大野 p 136
元文元 (1736)	玉川新川御普請所	御入用下され、御普請	大野 p 136
元文 2 (1737)	八ヶ村組合堤	幕領・私領差別なく御入用下され御普請	大野 p 137
	玉川新川落合御普請所	御入用下され、御普請	大野 p 136
元文 3 (1738)	八ヶ村組合堤	普請奉行が私領村への出金停止を通告	府川
寛保 2 (1742)	五ヶ村組合堤	大野平蔵お掛りで中原御林より杭木を下され御普請	笹尾 29
安永 5 (1776)	柳堤	8月仕様帳作成。御普請	大澤 7
天明 6 (1786)	新規御囲流れ堤・大堤 上置・御囲堤破損繕	御検分のうへ御普請	柳川正 277
天明 7 (1787)	柳堤ほか	伊奈半左衛門より幕領・私領に御普請御手伝入用金を下され、御救御普請	大澤 8
寛政 3 (1791)	大堤	8月の洪水で決壊。28ヶ村で築立。入野村は不参加か。	柳川正 277 友牛 2
	友牛・松延境堤	8月の洪水で決壊。友牛・松延両村で仮に水留	友牛 2
寛政 5 (1795)	寺田縄村通り本堤	28ヶ村で普請をするので平平大和守よりの出役見分(幕府役人見分)のうへ目論見帳提出	大澤 9
文化 12 (1815)	八ヶ村組合普請所	南原村地内欠け崩れを八ヶ村で修復	笹尾 76
文政 7 (1824)	御囲堤	北金目村が普請費用のうち 27ヶ村からの助合金を引いた負担分の御下げ金を各領主へ願う	柳川正 205 柳川起 150
文政 10 (1827)	大堤	目論見を作成し、高割帳面を差し上げ、領主に御下げ金下付願	柳川起 151
文政 11 (1828)	寺田縄・入野金目川堤	28ヶ村で再応相談のうへ、堤築立て、竹木負担を割り合い、御下げ金を下されるよう領主に願う	今井 170・171 城所 16
	八ヶ村組合堤	御普請所が大破し、組合村々の自力に及びがたいため村々領主地頭所へ目論見帳面をもって御普請所御入用を願う	笹尾 97・98
文政 12 (1829)	八ヶ村組合堤	正月、八ヶ村村役人立会、目論見する	笹尾 99
弘化 3 (1846)	大堤扣堤	堤が決壊し、村々の見分のうへ、組合村助合で築立	城所 25
安政 4 (1857)	柳堤	諸入用 28ヶ村で勘定し築立、領主より費用全額の御下げ金もらう	城所 58・59・60 柳川起 234
	大堤	諸入用を 28ヶ村立会の上勘定し、組合村々連印のうへ、御給々様に諸入用下されるよう願う	城所 61 柳川起 241・ 242・262
文久 3 (1863)	大堤	諸入用 28ヶ村立会の上勘定し、組合村々名主連印のうへ御給々様より諸入用下されるよう願う	柳川起 276

※市史：『平塚市史』（巻一資料番号） 町史：『大磯町史』（巻一資料番号） 大野：『大野誌』（頁） 柳川起：柳川起久雄家文書

柳川正：柳川正邦家文書 笹尾：笹尾健一家文書 今井：今井直家文書 大澤：大澤孝二家文書 府川：府川亀雄家文書

城所：城所区有文書 友牛：友牛村文書

※史料に御普請との文字があるか、幕府から御入用金と扶持米の下付があれば「御普請」とした

【表2】金目川堤普請年表

普請年	普請場所	経緯	関係史料
慶長 14 (1609)	大堤ほか	徳川家康による御普請	市史 4-48
慶長 15 (1610)	琵琶首	伊奈忠次による新川筋替え	町史 1-106
寛永 7 (1630)	大堤	幕府代官の見分で幕領・私領の「郡役」による御普請	市史 4-39・48
万治 3 (1660)	大堤	関東奉行の見分で「日用」により御領・私領人足出さずに御普請	市史 4-39・48
寛文 6 (1666)	大堤	幕府代官の見分で御入用金を下され御普請命じられるも、水新村々に御入用金のうち半分出金を命じられる。小田原藩の「障り」により中止。	市史 4-39・48
延宝 7 (1679)	大堤	幕府代官の見分で水留堤の御普請。幕領は在々村から助入足	市史 4-39
天和 2 (1682)	大堤水留堤	幕府役人に見分で御入用金を下され御普請。「日用」により幕領・私領とも人足出さず	市史 4-39
	柳堤・飯島堤	人足を幕領・私領とも高割でかけて動員。幕領は朝鮮人來朝のため人馬に支障の旨を訴え、助入足が動員	市史 4-39
貞享元 (1684)	大堤〜九ヶ郷水門堤	水新村々で御入用人足を高割で動員して御普請。28ヶ村組合成立	市史 4-39
貞享 3 (1686)	大堤	幕府代官の見分で御入用金を下され、御普請。川幅拡幅工事も実施	市史 4-48
元禄 10 (1697)	大堤	人足を郡中幕領に割り掛け御普請。幕府代官手代が奉行	市史 4-48
元禄 15 (1702)	南原内金目川御普請所	平岡代官支配の節、籾竹を萩園村御林より、杭木を中原御林より、竹木枝運人足を子安村・二宮村・寺山村に命じられ扶持米下され御普請	大野 p 136
元禄 17 (1704)	大堤	御入用くだされ水留普請。	市史 4-48
宝永 2 (1705)	大堤	人足賃下され本堤が御普請。幕府代官手代が奉行	市史 4-48
	大堤	御入用くだされ水留御普請	市史 4-48
宝永 3 (1706)	金目川	幕府代官見分で川幅拡幅・長持村へ川筋替の御普請	市史 4-48
宝永 4 (1707)	金目川	富士噴火にともない、幕府代官手代の見分で川浚御普請。岡山藩に御手伝普請が命じられ、大津屋五兵衛、河内屋三右衛門により御普請	市史 4-48
宝永 5 (1708)	南原内金目川御普請所	岡山藩御手伝普請で堤築立、川挽御普請	大野 p 136
宝永 6 (1709)	金目川	勘定奉行目付らの見分・奉行で浜松藩に川浚いの御手伝普請が命じられる。	市史 4-46
	南原内金目川御普請所	浜松藩・津藩の御手伝普請で御普請	大野 p 136
宝永 7 (1710)	金目川	勘定奉行目付らの奉行で前年の残りの川浚いを浜松藩・津藩の御手伝普請で御普請	市史 4-48
正徳 5 (1715)	南原内金目川御普請所	御入用御普請	大野 p 136
享保 2 (1717)	南原内金目川御普請所	御入用御普請	大野 p 136
享保 3 (1718)	南原内金目川御普請所	御入用御普請	大野 p 136
	大堤	12 月目録作成	柳川起 82
享保 4 (1719)	南原内金目川御普請所	御入用くだされ御普請	大野 p 136
	五ヶ村組合堤	幕府代官手代掛りで御入用下付、悪水水除堤を新規御普請。五ヶ村組合結成	笹尾 29
享保 6 (1721)	五ヶ村組合堤	幕府代官手代掛りで御入用下付、御普請	笹尾 29
	南原内金目川御普請所	御入用御普請	府川
享保 7 (1722)	八ヶ村組合堤	御普請役の見分で水抜飯川を掘るところ永川とし、幕領・私領差別なく御入用下され御普請。八ヶ村組合結成。	大野 p 137
	玉川新川御普請所	御入用御普請で新堀割仰せ付けらる	大野 p 135
	大堤・和田堤他	幕府代官の見分で御入用御普請。	市史 4-48
享保 8 (1723)	大堤	目録を作成し、井沢弥惣兵衛らに提出	柳川起 82
享保 9 (1724)	玉川新川御普請所	御入用くだされ御普請	大野 p 135
	八ヶ村組合堤	幕領・私領差別なく御入用下付、御普請	大野 p 137
享保 12 (1727)	八ヶ村組合堤	正月、目論見帳を作成。御普請を仰せ付けられ百姓助かり。	笹尾 17
享保 14 (1729)	五ヶ村組合堤	幕府代官手代の掛りで御入用下付、御普請	笹尾 29
	玉川新川御普請所	竹木御買上げ、御普請	大野 p 135
享保 18 (1733)	八ヶ村組合堤	幕領・私領差別なく御入用下付、御普請	大野 p 137
享保 19 (1734)	五ヶ村組合堤	御普請役御掛りとなり、御入用下付、御普請。ただし、河内村が私領となり、御入用金は幕領分のみ下付。	笹尾 29
	玉川新川御普請所	御入用下され、御普請	大野 p 136
	八ヶ村組合堤	幕領・私領差別なく御入用下され御普請	大野 p 137

六ヶ村組合」であった。この組合は二十八ヶ村組合外の土屋村・南金目村が入っており、この事例以外にみられないことから、天明六年に幕府御勘定・御普請役らへ御救普請の見分を願いだした村々で結成された臨時の組合と思われる。⁶³これにより天明七年正月四日から男女・子どもまでが参加して南金目村柳堤上置・片岡村居村控北堤上置・同控北堤腹付の普請が実施された。⁶⁴

3 寛政期の二十八ヶ村組合の再確認

寛政期に入っても、「金目川堤之儀、元来式拾八ヶ村組合之普請所二御座候所、近年右川筋二普請無之故組合普請所と申儀相弁候者無御座、切所等出来之砌八ヶ村限り二而普請仕候儀と相心得罷有」と認識され、二十八ヶ村組合の活動の停滞は続いていた。

しかし、寛政三年（一七九二）八月、金目川通りの堤が決壊、これを契機に翌年八月、二十八ヶ村組合のうち入野村とほか二七ヶ村の間で「川筋普請組合之儀」につき争論が発生した。争論の詳細は不明だが、寛政五年三月、「金目川堤之儀小破之節ハ銘々村限二而致修復、切所等有之候ハ、組合式拾八ヶ村相互二助合普請可致」とする幕府裁許が下った。⁶⁵この裁許により二十八ヶ村組合の活動が再確認され、以後、二八ヶ村での普請がみられるようになる。

寛政五年六月、寺田繩村が同三年八月に決壊した村内の「本堤」普請の目論見帳を領主川越藩の見分役人に提出した。⁶⁶それによると、普請にかかる杭木竹木代金が三二両余、人足は五五一六人と見積もられ、それらが二八ヶ村へ高割で割付けられている。矢崎村ではこれを受けて高割された額をさらに村内の森氏・沼間氏・小林氏・高井氏の相給旗本領の知行高ごとに高割した。⁶⁷このうち高井氏は二八ヶ村組合内に矢崎村のほか片岡村・河内村に知行地をもっているが、矢崎村名主源右衛門がこの三ヶ村惣代として「御高懸り分御入用」の下付を高井氏地方役所に願ひ出ている。ここから、従来は幕府

代官が普請を統括していたが、この時期は決壊した堤防をもつ村の領主が実地見分と目論見帳の精査をおこない、それに基づき各村々に諸負担が高割されたと思われる。つまり、二八ヶ村での普請であるが、仕様の決定権限は決壊した堤防をもつ村の領主が持ち、それに基づき各村はそれぞれの領主に高割された入用の下付を願ひ出たのではないか。

寛政五年三月の裁許の波紋は、翌六年三月に友牛・松延両村の幕府への訴状提出として続いた。その訴状によると、両村は寛政三年八月に決壊した両村境の堤を「仮二水留」していた。そして、「切所等有之候ハ、組合式拾八ヶ村相互二助合普請可致趣御裁許」に基づき「組合普請」をしてくれるよう村々に相談したが、大畑・西海地・矢崎・北大繩・城所・小鍋島・下島・打間木の八ヶ村が拒否した。そのため、友牛・松延両村はこの八ヶ村を普請に参加するよう訴えたという。この八ヶ村は金目川の北部・左岸の村々で、論所の堤の決壊で直接の被害を受けないことから拒否したと思われるが、友牛・松延両村は寛政五年三月の裁許を根拠として訴訟に踏み切ったのである。なお、この争論の結果は不明である。

このように、寛政五年三月の裁許を契機に二十八ヶ村組合の存在が地域で再確認され、二八ヶ村での普請やそれを求めた訴訟がおこなわれたのである。しかし、それゆえに一方で、普請の内実についての不安も生まれた。寛政五年の裁許が下って間もない時期、北金目村は「切所等御座候節ハ相互二助合仕候様」との裁許文言について「後年、大堤切所御座候而も外々堤同様助合普請二相成可申哉」と不安を抱き、「前々之通廿八ヶ村へ人足触出し候而も宜御儀二御座候哉」と幕府に確認を求めた。北金目村は「助合」という文言から「外村堤同様助合のみ請候而ハ、是迄組合普請所二候所、向後は助合普請二相成候様」との懸念を抱いていた。つまり、村々による普請には「組合普請」と「助合普請」があり、裁許に「助合」の文言があるが、大堤につ

いては人足の触出しができる「組合普請」を実施できるようにしてほしいとの要求である。^①「組合普請」と「助合普請」の具体的な相違は不明だが、おそらく、前者は組合村々で高割で平等に負担を割り合い、必要数の人足が動員できるが、後者は普請の主体は堤元の村とされ、組合村々はその普請の負担の一部を相談・任意で助成するものと思われる（後述）。北金目村は「御所様御入国已来堤」の由緒を持ち出し、「用悪水式拾八ヶ村え相抱り候ハ大堤二相限」として自己の主張を訴えているが、同村にとって決壊の被害が直撃する大堤の普請が「助合普請」か否かは死活問題であったであろう。

4 治水と用水

享保末年以降、御普請の実施が急減し、これに依じて二十八ヶ村組合の活動も停滞した。しかし、寛政五年三月の裁許で二十八ヶ村組合の存在が再確認されると、組合での普請やそれを求める訴訟が起きるようになった。ただ、堤によって拒否する村が出たり、その普請が「助合」か否かが問題になるなどその再確立は容易ではなかった。

一方、用水施設である坎樋普請をみると、安永七年（一七七八）の大堤坎樋普請では、真田村・大畑村・矢崎村・西海地村・片岡村・南金目村・北金目村の七ヶ村が引水反別に依じて費用・人足数を割合い、各領主に諸入用の下付を願っている。^②この連印村々は宝永四年（一七〇七）に定められた分水配分法における取水村、正徳四年（一七一四）に実施された普請の際と同一であり、普請に関しては用水の組合秩序に変化はなかった。

治水組合である二十八ヶ村組合の村々は金目川から取水しているとはいえず、決壊する堤防により必ずしもその被害は一樣ではなかった。そのため幕府による指揮や裁許がなければ、普請に消極的な村もあらわれた。しかし、用水施設の破損は関係村の取水に直結するため、村々の結合はより自発的で強固だったといえる。用水組合と比較して治水組合である二十八ヶ村組合の

活動の消極性には以上の性格の違いがあったといえる。

五 近世後期の普請

1 川幅改定絵図の修復と自普請所としての明確化

寛政期に存在が再確認され、活動がみられた二十八ヶ村組合であるが、その後しばらく金目川堤防の普請関係史料はみられなくなる。

ただ、文化五年（一八〇八）九月、貞享三年（一六八六）作成の川幅改定絵図の破損が著しいとして北金目村が修復を勘定奉行に願っている。^③その際、「金目川御普請年歴書彙通・目録見帳式冊」も同時に提出していた。十一月、修復された絵図が下げ渡されたが、その際、「尤自普請所二御座候上ハ此度願之通御絵図面御修覆被成下候とも、以来心得違仕間敷旨」を仰せ渡され、北金目村はその旨を承知した請書を提出した。

北金目村は修復願に併せて「御普請年歴書」などを「証拠書物」として提出したが、これは金目川通りの堤が御普請所であることを奉行所に認識させるためであったと思われる。しかし、奉行所ではこれを契機に村が同堤を御普請所であると主張することを警戒し、「自普請所」である旨を確認させたと考えられる。そして、この背景には文化三年四月に幕府が出した「御普請所証拠書物に付御達書之事」^④があったと思われる。それは「元来自普請之場所、臨時一統御普請之節組合に相成候例、又は格別之訳有之、其節改普請に相成候例を以、いつとなく定式普請所同様相心得、目論見帳を以被申達候類も有之候」として、御普請所か否かを精査する基準を定め、基準外の普請所をすべて自普請所とするものであった。^⑤

享保末期の御普請停止以来、金目川堤防が御普請所であるか自普請所であるかを明確にした史料はなかったが、ここで「自普請所」であると幕府より

明確化させられたのである。

2 文政く弘化期の普請

寛政期以降、金目川通りの堤の普請の実施が確認されるのは、文政七年（一八二四）の大堤の御囲二番堤・三番堤の普請である。八月、普請費用が勘定され総額三四両余となり、このうち北金目村以外の「組合廿七ヶ村」が一五両の「助合金」を支出し、残り一九両余を北金目村が負担することになった。⁷⁶ 閏八月、北金目村では村内の相給知行所ごとに負担額が高割されたが、このとき普請総額は永二六貫（二六両）余と八月時点より減少していた。ただ、組合の助合金は永一五貫（一五両）と変わらず、北金目村ではその差引永一貫余を高一〇〇石につき永九五文余の割合で村内の七給で高割り、各領主へ「御下ヶ金」の下付を願いだした。⁷⁷

この普請は費用総額の約四割を北金目村が負担し、残りを北金目村以外の二七ヶ村で「組合廿七ヶ村助合金」として支出しており、組合村々の高割による均等な負担ではなかった。また、「助合金」とあるように、この普請は寛政五年（一七九三）三月の裁許にある「助合普請」であったと考えられる。前述のように「助合普請」の裁許文言について北金目村は懸念を表明していたが、その懸念は堤元である北金目村への負担割合の偏重として現実化したのである。なお、文政一〇年六月にも北金目村八給の各名主が大堤・御囲壱番堤普請の目論見を作成し、各領主にその高割した費用の「御下ヶ金」の下付を願い上げているが、他の組合村々の負担額は不明である。⁷⁸

文政一一年、寺田繩村と入野村の堤が決壊した。一二月、両村ではこの普請費用を四四貫余と勘定し、「組合廿八ヶ村再応相談之上」、「壱ヶ村限り」普請し、二八ヶ村で一〇〇石につき永三三二文の高割で出金するよう組合村々に申し入れた。⁷⁹ 一二月一〇日、寺田繩・入野両村は普請費用を各村から受け取った。⁸⁰ ここでは「助合金」の文言はなく、負担は二八ヶ村で均等に高

割された。負担のあり方がなぜ文政七年の普請と異なるのかは不明である。

以上のように、文政期に二十八ヶ村組合の活動が再見されるようになった。堤の決壊時、その堤がある村は組合村々と相談のうえ修復し、修復費用の高割を書上げた高割帳などを各村へ提出し、費用を受取る仕組みになっていた。ただし、その普請には寛政期に問題となった「助合普請」がみられた。

なお、文政一〇年九月、南北金目村が道中奉行に助郷休役を願っていた。そこでは「往古二引競候得ハ家数之内三ヶ一も相減シ」、「追々奉公稼又ハ日雇稼等罷出、人少相成」り、「諸材木持運其外防方人足も格別難渋」、「川除諸入用村不相当相懸」として、人別減少などの村落荒廃と水防を関係づけて訴えられているのが、宝暦二年の助郷休役願とは異なる特徴である。

その後、天保元（一八三〇）、四、六、七、八年に金目川が満水し田地五〇町余が荒地になったとされるが、これらの普請に関する史料は見当たらない。

弘化三年（一八四六）六月、金目川大堤の控堤二か所、長一八間余が決壊した。北金目村では二十八ヶ村組合村々の見分を受け、この修復費用の「助合」として組合村々から一〇両を受取ることが決められた。一〇月になり普請が完了し、北金目村は一〇両を二七ヶ村で高割して各村に請求した。⁸² なお、普請全体の費用は不明であるが、二七ヶ村から「助合」として出金されていることから文政七年の大堤普請と同様な勘定方法であったと考えられる。また、大堤は享保期に「式拾八ヶ村御普請所」とされていたが、ここでは「北金目村普請所」と記され、普請の責任主体が北金目村にされている。二七ヶ村の「助合」認識は大堤のこの位置づけを受けたものいえよう。

一方、元文三年（一七三八）以降、活動が確認できなかった八ヶ村組合は、文化一二年に南原地内の金目川の欠崩れを修復している。ただ、新川開削の見返りに一村幕領となっていた南原村は、文化八年に旗本小笠原氏領へ支配替えされていた。文政一一年六月の洪水による普請では組合村々の自力に及

びがたいとして、永一九貫余を八ヶ村組合役人が「村々御領主・御地頭様方へ目論見帳面を以右御普請所御入用」の下付を願ひ出ている。⁸⁴また、弘化三年六月二三日には、八ヶ村組合普請所の字稻荷木で堤が一六間余が切れ、下畑二反三畝余が「押堀石砂入」となる被害が出たとして南原村は領主小笠原氏に見分を願ひ出ている。二十八ヶ村組合と同様、普請にあたり各村はそれぞれ領主に普請費用の下付を願ひ出ている。

3 安政と幕末の普請

安政四年（一八五七）閏五月一七日から一八日にかけて「稀成大出水」が発生し、大堤と柳堤が被害を受けた。大堤では「鼻欠」二〇間、「腹欠」三五間の被害が発生した。一月、北金目村で二八ヶ村立会のうえ入用帳が作成され、柵竹、五寸竹、蛇籠、縄などの資材と、人足二八四四人を計上し、総費用は永七六貫（七六両）余とされた。これを組合村々で高一〇〇石につき永五七一文余で高割し、二十八ヶ村組合村々名主連印で「先規之通り御給々様より右諸入用被下置候様」願ひ上げることとなった。⁸⁵

柳堤はさらに被害が大きく、約一八〇間余に渡り決壊した。この普請の過程は以下の通りであった。⁸⁶まず、閏五月二三日に持場村である片岡村と川付村々が二十八ヶ村組合村々に「水留入用助合強而無心」し、組合で七両を高割して「水留」の「助合」がなされた。その後、六月一九日に「切所」の間数改がおこなわれ、高割による村々への持場の割付が評議された。二二日に夕立により水留が再び九間ほど崩壊し、片岡村は組合村々に水留入足の動員を要請した。しかし、豊田五ヶ村・下島・小鍋島・城所・西海地・矢崎別名・北大繩の一ヶ村は「先例より水留入足差出候例無御座候」として拒絶した。ただ、先に七両と決められた「助合」金に三両足して一〇両とするところが評議で決められた。「水留」とは土囊や川倉などによる決壊箇所のお慮急処置であるが、この水留普請の総費用は七月に永八七貫余と勘定され、川付

一五ヶ村で高一〇〇石につき永一貫三四三文余で高割された。なお、片岡村ではこの洪水で田畑二〇町余が流亡した。⁸⁷

柳堤の「築立」は六月二九日より始められた。城所村はこの日、「請負方せわ人」を同道して「築立場」を受取った。城所村の持場となる築立場は「拾三番」で「四間五尺式寸」の箇所だった。「築立任舞」は七月二日の予定であったが、大雨のため翌三日となった。城所村の「請負方」への支払いや「築上礼酒代」などの費用は一五両一分二朱余だった。

七月、片岡村は柳堤の築立普請の仕様帳を作成し、杉丸太、竹、羽口粗朶の資材と人足一五三〇〇人を計上し、総費用を永三八九貫余とした。そして、この費用を「往古より式拾八ヶ村二而大破小破共普請仕候議定」に基づき二八ヶ村で高一〇〇石につき永二貫九一八文余ずつ負担することとなった。⁸⁸なお、北金目村では九月に割当分の永三四貫四三文余を村内八給で高割し、各領主へ「御下金」の下付を願ひ出ている。⁸⁹入野村では八月に領主佐野氏より「築立諸入用御下ケ金」として永五貫八二〇文を年貢から控除する旨の下知書が出されている。⁹⁰入野村の石高は七一六石余で、永二〇貫八九二文余の割当になるので割当分の約三割弱の助成となる。

ここにみられる堤普請の過程は以下のようなよう。堤が決壊すると、まず持場村と川付村で水留し、水留費用の「助合」を二十八ヶ村組合に要請した。ただ、基本的に水留に川付村以外の組合村々が人足を出すことはなかった。水留後、二十八ヶ村組合で決壊箇所の見分を実施し、堤の「築立」箇所の持場を各村に高割で割付けた。そして、各村は割当てられた持場を普請するが、普請を業者へ請負わせることもあった。その後、普請全体の総費用を計上し、費用を高割で各村へ割当て、各村は申合わせて各領主へ御下金を要求した。なお、城所村が実際に請負方に渡した金額は前述の通り一五両一分二朱余だが、七月の高割による計算では約永一八貫八〇〇文の割当負担で

あつた。

この後、万延元年（一八六〇）八月にも大堤が「鼻欠」「腹欠」となり、永五四貫六七文余の普請費用が計上され、文久三年（一八六三）にも「大堤川西押崩」により計永五四貫五三八文余の諸費用が計上された。それぞれ二十八ヶ村で高割負担されており、同様の手続きで普請が実施されたと思われる。

以上のように、安政期以降は水留は「助合」であつたが、弘化期までと異なり、堤の普請費用全体を二十八ヶ村組合で高割負担するようになっていた。また、組合村々申合せによる各領主への御下金要求もみられる。組合村一同による御下金要求は領主に対する御下金支出の圧力になつたと思われる。

六 明治初期の普請

1 明治維新と御普請―「官費足金」をめぐる紛争

明治元年（一八六八）七月一日、大堤ほかが決壊し、田畑家居が浸水する被害が出た。しかし、二十八ヶ村組合では「御多端之御時節」として御普請の出願を控え、翌年二月になって堤の「御入用御普請」と川濠いを神奈川県御普請掛りに願ひ出た。これを受け、県役人が見分に訪れ、仕様帳が村々に渡され、諸色の用意と七月一日までの完工が命じられた。さらに、村々は「御朝政御一新之御手初二付、別而仕立方入念」に普請に取掛かること、仕様帳通りの資材を提出し、全て「御改極印」を済ませた材木を使用し不正なきようにすること、継立人足には相当の人足賃が支払われるので無益の人足を出さないこと、などを記した請書を六月に県出役に提出した。「御朝政御一新之御手初」という文言に新政府の民心掌握の意図がうかがえるが、明治維新により旗本領が解体したことで北金目村や組合村々の多くが神奈川県支

配所となり、「御入用御普請」が復活したのである。

しかし、この普請は総費用が永四三七貫余かかつたのに対し、実際の御下金は永六六貫余と総費用の約一五％に過ぎなかつた。この金額の少なさについで、神奈川県堤防掛吉野信温少属は「元来、村々普請入用之内江御手当被成下候御趣意二付、事実之入用とハ格外不足可仕」と説明しており、不足分は村々より「官費足金」として出金しなければならなかつた。しかも、御下金は神奈川県支配所だけに高割配分されたため、組合内でも負担額が同支配所では一〇〇石につき永二貫二四四文余、それ以外藩領では二貫八三九文余と差別が生じてしまつた。ただ、藩領でも藩から御下金が下付されており、その意味では県による領主普請ともいふべきものであつた。

そして、このとき平等寺・宮下・打間木・小鍋島・本郷・小峯・下嶋・城所の八ヶ村が普請所のひとつとなつている「大堤鼻続梓」を「貞享度絵図面」にない箇所であるとして普請費用の出費を拒んだ。北金目村名主らはこの大堤続梓は「間数相延候共、貞享度御絵図面之内二相違無之」と主張したが、洪水の危険性のため普請を猶予できず、八ヶ村が出金しない分は他村で余荷することになつた。結局、明治三年二月、八ヶ村は割合額永九八貫九七二文余のうち「大堤鼻続梓」分の永三五貫を控除した永六三貫九七二文余を出金することで合意し、北金目村は「已後、貞享度御絵図面之外決而割合致し申間鋪」旨の一札を八ヶ村に提出した。この八ヶ村は鈴川左岸で金目川の決壊による被害が少ない村々であり、彼らにとつて「大堤鼻続梓」は「御普請無御座候而も無差支場所」であつた。また、佐倉・六浦藩領といった神奈川県と支配違いの村もあつた。これらのことから八ヶ村は「官費足金」の出費を忌避し、普請所を「貞享度御絵図面」といふいわば証拠書物に記載された箇所限定しようと考えたのであろう。

明治三年七月一九日、八月八・九日、相次いで洪水が発生し、大堤ほか

大破、村々は県に御普請を願ひ出た。県役人が見分に訪れ、一二月三日、二八ヶ村役人が呼び出された。そして、翌年二月一五日までに完工すべきこと、出金を等閑にする村があれば各藩へ懸合ひ嚴重の沙汰が下るとの指示を受け、請書を提出した。しかし、堤が完成し御下金が不足すると、再び前記八ヶ村より「大堤鼻統粹」の入用割合について異論が唱えられ、残りの村々で対応を相談した。その結果、当該箇所は二八ヶ村持場であり、前年の八ヶ村の費用控除は「一時其意二任せ」ただけであるとして、翌明治四年二月九日、北金目村役人らは神奈川県吉野少属へ二八ヶ村総高割での出金を命じてくれるようお願い出た。これについては八ヶ村が残らず出金することで示談が成立した。しかし、この一件はさらに他村へ波及した。八月、北金目村が来春の定式普請を吉野少属に願ひ出たところ、費用の割合で前記八ヶ村が再び異論を唱え、さらに西海池・坂間（根坂間）・山下・公所・入部・久松・河内・大畑・矢崎・北大繩の村々も「小破水剝之類は自村計二而相願、御普請御下ケ金を以出来可然、外村々二而割合請候而は迷惑」として出金を拒むようになった。そこで、明治四年一月二六日、北金目村ほか九ヶ村は「大小破二不拘組合村一同二而御普請仕来り二相違無御座」として神奈川県に組合一同での普請の実施を訴えた。八ヶ村の出金拒否が他の一〇ヶ村の拒否へと波及したといえるが、これらは直接金目川に接しない「川外村々」とされ、川沿いの「川付村々」との利害対立が顕在化するようになったのである。この訴えは神奈川県に渡つたまま、当地域は足柄県の管下になり、翌明治五年正月に再度足柄県へ訴えられている。

明治五年二月、このままでは普請が手遅れになるとして「壹ヶ年限り」で「官費足金」がある際は「組合之内遠近厚薄之差別」を立てることとし、「川付村々拾一ヶ村」が総石高のうち六五%、「近村九ヶ村」が三七%、「豊田四ヶ村」が二八%、「城所四ヶ村」が二〇%の割合で出金することを取り決

めた。そして三月四日、御普請中は村々惣代が場所へ詰め、失費なきよう取計い、滞りなく出金することで示談が成立、これまでの訴願の願ひ下げと、村費の支出のない定式普請の実施を二八ヶ村で足柄県へ願ひ出た。

しかし、四月になつても川外村々の一八ヶ村は普請費用を出金しなかつた。そのため北金目村は、宮下・打間木・平等寺・西海池・坂間・長持・飯嶋・入部の旧佐倉・六浦・小田原県領の八ヶ村が「支配相替り居候義故等閑」にして旧県からの御下金を出金しないので出金させるよう足柄県に願ひ出た。この件も詳細は不明だが五月一五日、示談が成立し内済となつた。しかし、この二日後、北金目村は「大堤鼻」について今後も「官費足金」につき出金を拒否する村が現れかねないとして、「大堤鼻」を二八ヶ村御普請所に命じてくれるか、地元の南金目村へ御普請を命じてくれるか願ひ出た。この結果も不明である。

2 金目川普請修築熟議永世為取換書—争論の終息

明治五年八月、足柄県は金目川通二八ヶ村に村ごとの割付高を書上げるよう命じた。これにつき組合で参加がひらかれると、小鍋島・矢崎・平等寺・坂間・打間木・城所・下嶋・小峯・宮下・豊田本郷・北大繩・西海池・大畑・久松・河内・山下・公所・入部の「川外拾八ヶ村」は「平年川除御普請之儀新規」と唱え、「後年足金割合江差響候哉」と考えてか承服しなかつた。「川付村々」はこのままでは「御普請手緩」になるとして、足柄県に「川外村々」を呼び出し、官費足金の割合を「今般之御改正高」で出金するように命じてほしいと訴えた。また、明治六年一二月には小鍋島村ら前記八ヶ村が大堤鼻の御普請願に異論を唱え御普請箇所付帳に調印しないとして、ほか組合二〇ヶ村から足柄県権令柏木忠俊に訴えられている。このように、官費足金を背景とした普請問題は続いていた。

しかし、明治七年五月、堤の修築費用は官費七分、民費三分の割合で出金

するとの規則が出されると、十一月一日、「金目川普請修築熟議永世為取換書」が作成され、大概次のように決められた。

①水刳（蛇籠・川倉等の水制）の分も目論見帳で計算された人足に限り、近村の農間黒鍬の一日の日雇銭の一割減の費用で二十八ヶ村平等に割り合うこと。

②計算上の諸品代が不足の時は買入れ先の請取書を計算帳に添付し、簿冊を仕立て、組合で平等に割り合うこと。但し、水刳の諸品・人足で目論見帳外のものには川付村々の負担とする。割合方は地券ができるまでは当分高反別を基準とする。

組合村々の平等原則を維持しつつも、水刳修復と目論見帳外の普請費用の不足分は川付村々の負担とすることで「川外」・「川付」の合意が成立したといえよう。これにより争論は一応の終息をみるが、明治一七年を最後に二十八ヶ村組合の史料は見られなくなる。

明治維新期の二十八ヶ村組合の争論は、県からの御下金の過少さからくる「官費足金」をめぐるものであった。安政四年に入野村へ下された旗本佐野氏の御下金に比較しても費用総額に占める御下金の割合は少ない。また、「支配相替り居候義故等閑」とあるように変遷する支配の不安定さも争論を誘発し、その結果、「御普請無御座候而も無差支場所」への出費が忌避されたり、「川外村々」と「川付村々」との利害対立が顕在化するなど、二十八ヶ村組合の結末に緩みが生じた。こうした事態に危機を抱き奔走したのが北金目村を中心とする「川付村々」であり、県へ二十八ヶ村組合による負担の均等化をはかろうと訴願を繰り返す。結局、官費七割・民費三割の割合の規則が定められてから、二十八ヶ村組合での「金目川普請修築熟議永世為取換書」が作成され争論は終息をむかえる。

おわりに

これまでに見た近世を通じた金目川における治水の動向をまとめておこう。①近世における金目川堤防の普請は慶長一四年の徳川家康による大堤の普請が記録上の初見とされ、この由緒により大堤は「御所様堤」とも呼ばれた。その後、金目川堤防では幕府の「御入用御普請」＝公儀普請が実施され、郡役による人足動員がみられた。そして、寛永の地方直しを経て私領、とくに寛文期に藩領が設定されると、私領内の堤防普請には領主の承認が必要になり、寛文六年には小田原藩の拒否により大堤の普請が一三年間途絶えた。そして、延宝期ころより「御入用高割」による領主普請が実施されるようになった。ただ、領主普請においても人足動員や費用の割合など普請の統括は私領主と相談のうえ幕府代官がおこなっていた。また、この頃から人足動員の範囲として、「水下村々」＝取水村々という文言があらわれる。さらに、近世初頭には幕領・私領横断的に動員された可能性がある郡役も、明確に幕領のみに発令されるようになり、それも金目川からの取水村に人馬役等其他の人足負担がかかる際に、その過重な負担を幕領村間で分散させるものとなっていた。金目川堤防の修復の義務は金目川からの取水村が負うとする「受益者負担の論理」がみられるようになった。

②貞享元年、大堤普請に動員される人足をめぐる争論の裁許により、金目川堤防の修復をおこなう治水組合である二十八ヶ村組合が結成された。以後、近世を通してこの組合は金目川堤防の普請を実施する枠組みとして続くことになる。この二十八ヶ村は金目川の水を取水する村々であった。また、二十八ヶ村組合成立以前は幕領では郡役による人足動員もおこなわれていたが、成立後、郡役は廃止された。ここに、金目川堤防を修復する村は金目川

からの取水村のみとなり、「受益者負担の論理」が貫徹していったといえる。この背景には金目川から取水していないにもかかわらず郡役で人足動員される中郡村々の郡役忌避の動向があったのであろう。その後、元禄の地方直しを経て流域村々には旗本・大名の相給領が設定され、幕領は激減したが、堤防修復は小破の際は領主より扶持米を給付され村方で自普請、大破の際に公儀普請が実施されたといひ、幕府による普請の統括は続いた。

③元禄一六年の南関東地震で金目川は河床が高くなり、洪水被害が頻発した。これにより宝永三年、川幅拡幅・筋替工事が実施され、川筋は入野・長持・友牛・南原にかけて長八三〇間の流路に変えられた。さらに、翌宝永四年には富士山が噴火し、金目川は降砂により埋もれ、これを除去するため浚渫工事と下流の花水川の直線化工事が大名の御手伝普請により実施された。この工事にあたり下流の高麗寺村と上流の村々との対立がみられた。富士噴火の影響はさらに続き、降砂の影響による湛水を抜くため、享保三年、山下村地内の悪水落堀の開削とこれに沿った水除堤の公儀普請が実施され、ここを維持するための五ヶ村組合が結成された。享保六年には金目川・鈴川・玉川の三川合流地点の湛水を抜くため南原地区内に新川が開削され、玉川の合流点が南下した。そしてこの場所の維持のため八ヶ村組合が結成された。これらの普請により、ほぼ現在の金目川の流路が形成された。

④享保期は新たに結成された五ヶ村組合・八ヶ村組合の普請所の公儀普請が頻繁に実施されていた。しかし、二十八ヶ村組合普請所の御普請はほとんどみられなくなった。さらに、享保期を過ぎると五ヶ村組合・八ヶ村組合の普請所の御普請もみられなくなった。この理由は不明だが、背景には幕府の普請経費削減の動向があったものと思われる。

⑤享保末期の御普請停止以降、金目川の普請は停滞し、二十八ヶ村組合の活動も停滞した。幕府が統括する普請が停止したことで領主の異なる組合村々

の統一的な指揮が失われ、各領主の普請入用の支出抑制を促し、組合の活動の停滞を引き起こしたものと考えられる。また、これにあわせて組合内でも洪水の被害を受けない村では普請不参加の意向を強めたであろう。この普請の停滞により堤は南北金目村で自普請せざるをえず、しかも耕作の合間に実施された脆弱・簡易なもので目論見帳も作成されなかった。この時期に普請関係史料が少ない理由のひとつである。

⑥寛政五年、一昨年の洪水を契機に争論が発生し、「金目川堤之儀小破之節ハ銘々村限ニ而致修復、切所等有之候ハ、組合式拾八ヶ村相互ニ助合普請可致」とする幕府裁許が下った。これにより、二十八ヶ村組合の活動が再認識され、二八ヶ村による普請や普請の実施を求める争論がみられるようになった。しかし、北金目村では「助合普請」の裁許文言の内実について不安を抱くことになった。なお、二十八ヶ村組合の活動が停滞していた時期においても用水組合は活動しており、治水組合・用水組合の性格の違いがうかがえる。

⑦文化五年、北金目村が川幅改定絵図の修復を幕府に依頼した際、幕府より金目川堤防は「自普請所」である旨が明示された。二十八ヶ村組合による堤防普請は文政弘化期に再び史料で確認されるが、堤元の北金目村が費用総額の多くを負担し、残りを二十七ヶ村で「助合金」として支出する助合普請がみられる。寛政五年の裁許で「助合普請」の文言について北金目村が抱いていた不安が現実化したといえる。

⑧安政期以降は「水留」の「助合」はみられたが、堤の普請は高割による二八ヶ村の均等な負担になった。また、組合村々申合せのうえで各領主への御下金要求もみられ、組合村一同による御下金要求は領主に対する御下金支出の圧力になったと思われる。

⑨明治維新で江戸幕府が崩壊すると、二八ヶ村の多くの旗本領は神奈川県支

配所となり、県による「御入用御普請」が復活した。しかし、藩領村々には県から御入用金が下付されず、その意味では県の統括による領主普請といふべきものであった。さらに、県からの御下金は過少で村々は多額の「官費足金」をしなければならなかった。そして、この官費足金をめぐり川付村々と川外村々とで対立が生じ、めまぐるしく変遷する支配の不安定さを背景に对立は長く尾を引いた。しかし、明治七年、官費七割民費三割の普請費用割合が定められると、組合村々の負担の平等を原則としつつも、水刳修復と目論見帳外の普請費用の不足分は川付村々の負担とする取決めが二十八ヶ村で結ばれ、紛争は終息をみた。だが、明治一七年を最後に二十八ヶ村組合の史料はみられなくなる。

さて、以上の流れを踏まえて金目川通りの治水・二十八ヶ村組合の特徴についていかなることがいえるだろうか。

まず、二十八ヶ村組合が裁判を経て幕府の命により成立したことを指摘しなければならない。このことは、二十八ヶ村組合が地域の自生的な組織ではなかったことを意味する。これ以前においても金目川堤防の普請は郡役など幕府の権力的な動員によって実施されており、地域の自発的な共同による普請とはいえなかった。これは、近世初頭における当地域の開発が幕府主導で実施されたことをうかがわせる。しかし、普請への参加村は後に「水下村々」¹¹ 金目川の取水村に限定され、さらに郡役自体も廃止されていく。この背景には金目川の恩恵を受けないにもかかわらず普請負担を強いられる、周辺村々の負担忌避の動向があったのであろう。普請において「受益者負担の論理」が適用されていたといえる。

しかし、金目川からの取水村が堤防普請の義務を負うとする「受益者負担の論理」は実はもうひとつ矛盾をはらんでいる。すなわち、堤防修復の本当の受益者は堤防決壊の被害を受ける村であり、同じ取水村でも「御普請無御

座候而も無差支」として堤防普請の負担を忌避する村が現れるようにその被害は一樣ではないということである。しかし、堤防普請の負担を被害村だけが負うには負担が過大なため、その負担を分散させる必要があった。取水村を修復義務の負担範囲とする「受益者負担の論理」は堤防普請の負担を複数村に分散させるうえで、分散させられた村々を納得させる論理でもあったといえる。

そのため、その矛盾を抑える幕府権力の拘束がなくなると、堤防修復を忌避する村々が普請に協力しないという事態が発生する。享保以降、幕府の普請統括がなくなつてからの二十八ヶ村組合の活動の停滞は、その矛盾の顕在化といえる。そして、寛政五年に二十八ヶ村組合での「助合普請」を命じた幕府の裁許が下ると、再び二十八ヶ村組合の活動や堤元村による組合での普請要求がみられるようになる。まさに、二十八ヶ村組合の活動は幕府権力によって担保されていたのである。このように二十八ヶ村組合は矛盾をはらんだ組織であったが、その原因は先述のように洪水被害を受けない村も組合に構成される治水組合という組合村の性質による¹²。受益と負担が一致する用水組合と違い、地域の共同利害を実現するための共同組織という認識が構成村で共有されにくいといえる。そして、そこを調整するところに幕府権力の「公共的」側面がみられる。

地域論的観点からの治水・用水史の先行研究では、組合組織の自律性をもった成熟や、「よりはつきりした組織」への成長が指摘され、そのことが「自生的近代」の視点から評価された。ただ、これらの研究での検討事例は、用水組合や近世を通じて権力が関与し続けた治水組合であった。しかし、二十八ヶ村組合の場合、権力の関与がなくなること、組織が成熟するどころか解体の危機に瀕したのである。もともと、幕府の関与がなくなったことで北金目村など堤元村は幕府や村々に普請実施の要求を続け、こうした動向

は幕府の再度の裁許を引き出し、これを背景に近世後期には組合村々での助合普請や、普請費用の均等負担のうえでの申合わせによる各領主への御下金要求などがおこなわれた。こうした動向を領主に編成されない二十八ヶ村組合の自律的な活動展開と評価することもできよう。しかしながら、これも幕府が崩壊し、普請費用の負担が増大すると、組合内の矛盾が「川付」「川外」との対立として明確になった。幕府裁許と先例により維持され、絶えず解体の契機が伏在し、「助合」の組織とされながら、その活動のあり方が模索され続けていくのが二十八ヶ村組合の特徴といえよう。

最後に、本稿は金目川の治水の動向の素描にとどまり、残された課題も多い。たとえば金目川通りの用水組合と治水組合との関係や、村内における各百姓の負担のあり方などの分析は、史料制約もあつてなしえなかつた。渡辺尚志氏は近年の治水・利水史の課題として、治水・利水慣行の近代移行期における連続と断絶の関係の考察、およびその家・村・地域に即した検討の必要性を主張しているが、治水・用水と村・家の関係を知るうえで不可欠な課題である。また、先述のように治水・水利からみた地域論では組合村の動向から「自生的近代化」や近代社会への継承が意識されている。金目川流域の場合、自由民権運動や教育運動、報徳運動など特徴的な動向が見られる。こうした地域の政治的特色が上述の治水・用水を通じた地域運営・利害調整の経験とどう関わるのかも地域史上の大きな課題であろう。

註

- (1) 貝塚氏は従来の研究の検討の中心が国役普請や御手伝普請などにおかれ、誰が費用を負担するかという点からの形態論の趣が強く、「意外に地域レベルでの普請制度の実態は分っていない」と指摘する（『近世水利秩序の構造と展開―武蔵国横見郡を対象として―』『埼玉県史研究』二五 一九九〇年）。また、榎本氏も従来の治水史研究が幕府政策史の観点から進められたとし、「私領における大名や旗本の治水への論及は皆無」と研究史を総括している。（『近世後期多摩川における領主普請―多摩郡和泉村を事例に―』『史学研究集録』三一 二〇〇六年）
- (2) 中根賢「町奉行大岡忠相の小田原領支配―享保十〇七年の酒匂川治水を中心に―」（『法政大学大学院紀要』二九 一九九二年）、同「町奉行大岡忠相の地方御用とその特質―享保十七年―延享五年の酒匂川治水を中心に―」（『幕藩制社会の地域的展開』雄山閣 一九九六年）、下重清「田中休愚以前―享保改革期における小田原藩の酒匂川普請」（『小田原地方史研究』二四 二〇〇七年）など
- (3) 「近世普請組合の機能と性格―利根川自普請組合を中心に」（『埼玉県史研究』一七 一九八五年）、「近世後期の地域社会の形成と領主の動向―利根川中流域の水論を中心に」（『地方史研究』二六五 一九九七年）、前掲註（1）貝塚論文
- (4) 「水利秩序の変容と地域・村落間格差―近世後期の遠州地方の用水相論を通して―」（『地方史研究』一七 一九九二年）
- (5) 「花川用水の堰普請と用水組合」（『寒川町史研究』七 一九九四年）
- (6) 『家と村―金目川通り北金目村』一九七七年 平塚市博物館
- (7) ①「享保期における治水政策の転換過程―金目川を中心とした普請形態の動向」（『法政史論』七 一九八〇年）、②「近世の水利普請と『証拠書物』について」（『幕藩制社会の展開と関東』吉川弘文館 一九八六年）
- (8) 「金目川の治水」（『地域史研究』三 一九八七年 平塚地域史研究会）
- (9) 『平塚市史』9 第二編第二章第三節村と水利（一九九〇年）
- (10) この分類は大谷貞夫「享保期の治水政策」（『関東近世史研究』一〇 一九七八年）による。なお、大谷論文ではこれに「国役普請」が加わるが、本稿の検討対象にないので省いた。
- (11) 『平塚市史』4 No.四八
- (12) 『新編相模国風土記稿』三卷 七九頁（雄山閣）

(13) この時の洪水の影響で下流の高麗寺村では花水橋の上下に「申之川ながれ」と呼ばれる荒れ地が発生していた。そこで、慶長一五年、伊奈忠次により高麗寺村の字「びわくび」で蛇行していた川筋を直線に新川を掘る筋替工事が実施された(『大磯町史』1 近世No.一〇六)

(14) 南北金目村付近の金目川の流路は南北朝期には南北金目の境にあり、その後、近世に入るまでに現在の川筋になったと考えられている(『金目川の博物誌』平塚市博物館 二〇〇八年、森慎一「平塚市金目における金目川の中世の流路変更」『自然と文化』三一 二〇〇九年 平塚市博物館)。この川筋の変更がこの大堤普請の際になされたものかは不明だが、近世初頭において幕府の主導により普請されたことが、その後の御普請所としての大堤の位置を決定づけたといえよう。

(15) 『大磯町史』1 近世No.一〇六。なお、徳川家康が当地域に放鷹に訪れた際に宿泊した中原御殿も伊奈忠次の見立てにより建造された(村上直「相模国中原御殿に関する一考察」『法政大学文学部紀要』四〇 一九九五年)。

(16) 『平塚市史』4 No.三九

(17) 「中郡」は戦国期小田原北条氏の支配下で使われた郡名で永正一七年(一五二〇)を初見とし、郡域は大住郡・海綾郡のほぼ全域と愛甲郡の一部で、現在の平塚市・厚木市・伊勢原市・秦野市東部・大磯町・二宮町にあたる。近世では寛文九年(一六六九)以降、例をみないとされるが(『神奈川県地名』平凡社)、貞享元年(一六八四)八月の「相州金目堤修復御普請人足割に付奉御窺候之覚」では幕領村が主張する金目川堤防の郡役範囲として「中郡惣御蔵入」とする例がみられる(『平塚市史』4 No.三九)。

(18) 実際には片岡村・飯島村・北金目村・矢崎村は寛永一五年、北大繩村は寛文四年から青山領(青山氏は寛永一五年時には旗本、正保五年より大名となる)、南金目村・公所村・広川村は寛文三年から稲葉領になっている。

(19) なお、このときは大堤だけでなく柳堤・飯島堤も大破した(B)。

(20) 柳川正孝家文書三五(以後、同家文書は全て平塚市博物館寄託)

(21) 『神奈川県史』資料編4 No.一六六

(22) なお、『平塚市史』4 No.四八では「戊春御入用金四百三拾兩余被下候」とあり、御入用金の下付は天和二年とされている。

(23) 郡役が幕領のみに賦課されたとする記述は、寛永一〇年(一六三三)の地方直し以前の当地域のほとんどが幕領であったために生まれた認識かもしれない。な

お、のちの金目川通り二十八ヶ村組合を構成する村々は文禄期において二六ヶ村が徳川直轄領であった。

(24) 貝塚氏は武蔵国横見郡における普請の人夫賦課としての「郡役」について「幕府のひざ元で郡を単位とする役が動員されていたことは従来知られていなかった事実」とされるが、相模国中郡でも郡役が動員されていた。ただ、幕領のみの動員であったり、扶持米が給付されるなど、武蔵国横見郡の事例と相違するところもみられる(前掲註(1)貝塚論文)。

(25) 柳川正邦家文書一〇(以後、同家文書は全て平塚市博物館寄託)

(26) 柳川正邦家文書一〇

(27) 『平塚市史』4 No.三九(以下、この項の記述は注記がない限りこの史料による)

(28) 『平塚市史』4 No.四八

(29) 金目川通二八ヶ村組合は史料上では「金目川通組合二十八ヶ村」(柳川正邦家文書一三)などとしてみられる。

(30) 『平塚市史』4 No.四三

(31) 南金目村は大堤の普請により居村へ水が入る危険があること、大堤(大堤に付属する堰)がなくとも用水に不足しないことを理由に二十八ヶ村組合に入らないことが認められた(『平塚市史』4 No.三九)。

(32) 前掲註(1)貝塚論文で紹介されている武蔵国横見郡の郡役は、川除が洪水の危険のある村々だけでなく郡中一体に関わるという郡中村々での共同の利害認識に支えられて負担されていたと指摘されている。一方、金目川堤防の場合、洪水の危険は郡中に遍く及ぶものではなく、堤防普請の利害認識が郡中で共有されることはなかったといえる。中郡の郡役廃止の背景には利害認識を共有しない村々の郡役負担を忌避する動向があったのであろう。

(33) ただし、元禄一〇年に大堤普請で幕府代官平岡三郎右衛門が人足を郡中の幕領へ高割で動員させたとの記述もある(『平塚市史』4 No.四八)

(34) 『平塚市史』四巻一九二頁。なお、貞享三年六月四日、洪水で大堤が決壊し、幕府代官国領半兵衛の見分を受け御入用金二二〇兩余で御普請が命じられた。このとき、南金目村内の川幅が狭いため大堤が決壊しやすいとの水下村々からの訴えがあり、川幅の拡幅工事がおこなわれた。工事後の川幅は絵図に記録され後年の基準となった(『平塚市史』4 No.四〇)。

(35) 『平塚市史』4 No.四八

- (36) 柳川起久雄家文書二九
 (37) 柳川正邦家文書一〇
 (38) 『平塚市史』4 No.四三
 (39) 柳川正邦家文書一〇
 (40) 『平塚市史』4 No.四三・四八
 (41) 『平塚市史』4 No.四三
 (42) 『平塚市史』4 No.四八。なお、「篠尾氏系譜」には「水上之村々願二付、御掘割被成候」とあり、上流の村々の発願であったことがわかる(『大野誌』一三三頁)
 (43) この時、幕府では下流の高麗寺領における川筋変更の案があり、高麗寺村では東叡山を介しての差し止め訴願がおこなわれていた。その結果、高麗寺領での大規模な筋替え工事は中止され、一部の潰地が発生する工事で済んだ(『大磯町史』一卷七〇七―七二二頁)。
 (44) 『平塚市史』4 No.四四
 (45) 『平塚市史』4 No.四五
 (46) 『平塚市史』9 四七五頁
 (47) 『平塚市史』4 No.四六・四八
 (48) 『大磯町史』一卷 近世(一) No.二一四
 (49) 柳川正邦家文書二八。なお、この文書は差出が後欠となっている。
 (50) 浜松藩士田副秀典が記した「金目観音堂縁起」に「同(宝永)七年庚寅春三月、土木功成」とある(『平塚市史』1 No.四一六)。
 (51) 笹尾健一家文書二九(平塚市博物館寄託)、『大野誌』一三六頁。なお、このとき御入用金は二二両二分余、杭木代木として南原村御林より二三〇本が下され、人足は高百石百人村役でその余は一人五合ずつ下された。
 (52) 『平塚市史』9 通史編第二章第三節・『平塚郷土誌事典』(一九七六年)・山崎前掲(註8) 論文
 (53) 『平塚市史』2 No.七三
 (54) 『平塚市史』4 No.四九・『大野誌』一三七頁
 (55) 『平塚市史』4 No.四九
 (56) 柳川正邦家文書五八
 (57) 柳川正邦家文書六〇
 (58) 柳川起久雄家文書一九四

- (59) 享保一七年六月の申渡では「用水悪水堀浚等之内、橋普請之節、大工手伝人足等村役或者組合二而村役二仕来候分、可為前々之通、惣而村役自普請仕来候場所、不紛様二可有吟味事」とあり、享保十八年の申渡には「定式普請所之外、在々何れ之場所二限らず、川通水除堤大破之節者、水下之村々ハ及水難候故、川通之堤川除者、前々御普請之有無年数等相糺、御普請所二無相違候ハ、前極二准し遂吟味、無抛筋二有之ハ早速御普請積同差出之、(中略) 自普請二難成程之大破ハ格別、可成丈二竹木諸色村役を以取繕、又者向寄助合等申付、御入用不相掛様二各支配所手限吟味可有之事」(『牧金鑑』上巻七四一―七四八頁)とあり、いずれも御普請所と自普請所の明確化をはかり幕府の普請経費削減を図ったものとみられる(大谷貞夫「享保期の治水政策」『関東近世史研究』一〇 一九七八年参照)。
 (60) この時期に明確に自普請所になったとする史料はみられず、これ以降も御普請は僅かだが実施されている。また、後の史料には「近年御入用御普請之儀も不被仰付」などと記されており、自普請所になったというのではなく御普請がおこなわれなくなったという認識・表現がされる。なお、「金目川堤前々より御入用御普請之覚」について、大正七年(一九一八)当時の文書所蔵者柳川久三氏は「享保二十年卯三月御改革二付、金目川自普請所ト相成リシ筋、北金目村ヨリ其筋へ提出シタル覚書之写」と説明をしている。ただ、この享保二〇年三月の改革の内容を示す当時の史料はみられない。
 (61) 府川亀男家文書
 (62) 柳川起久雄家文書一一・柳川正邦家文書一〇一
 (63) 柳川起久雄家文書一一・柳川正邦家文書一〇一。この助郷免除願いの結果休役が認められたようである(柳川起久雄家文書一五三)。
 (64) なお、詳細は不明だが、大堤では同年に「新規御囲流れ堤一ヶ所御普請」と「大堤上置百三拾三間半、其外御囲堤破損繕等」も実施された(柳川起久雄家文書二七七・四二二)。
 (65) 大澤孝二家文書八
 (66) 友牛村文書二(平塚市博物館寄託)
 (67) 友牛村文書二
 (68) 大澤孝二家文書九
 (69) 矢崎村には当時この四旗本領のほか幕領・曾谷氏領があったが、この分は書き上げられておらず、その理由は不明である。

- (70) 柳川正邦家文書二七七
 (71) 柳川正邦家文書一三一
 (72) 柳川正邦家文書三九
 (73) 柳川起久雄家文書一三四
 (74) 『日本財政経済史料』九卷五〇頁
 (75) 前掲註(7) 木龍②論文
 (76) 柳川起久雄家文書一五〇
 (77) 柳川正邦家文書二〇五
 (78) 柳川起久雄家文書一五一
 (79) 今井直家文書一七〇
 (80) 今井直家文書一七一
 (81) 柳川起久雄家文書一七〇
 (82) 城所区有文書二五
 (83) 『平塚市史』4 一三二頁
 (84) 笹尾健一家文書九七・九八
 (85) 柳川正邦家文書二四五
 (86) 城所区有文書五八
 (87) 大澤孝二家文書七九。なお、川付一五ヶ村とは、片岡・広川・公所・長持入部・根坂間・河内・松延・徳延・朝氏・久松・山下・飯島・寺田縄・入野・長持の諸村である。
 (88) 城所区有文書五九
 (89) 柳川正邦家文書二四三
 (90) 柳川起久雄家文書三三五
 (91) 柳川起久雄家文書二六二
 (92) 柳川起久雄家文書二七六
 (93) なお、嘉永二年の史料には享保の御普請停止後、「小破之分八村方二而相仕立、右扶持米地頭所より御下渡二相成、大破之節者組合式拾八ヶ村御地頭所より入用被下致普請来候」と認識されている(柳川起久雄家文書一九四)。ただ、享保期以降寛政期までは二十八ヶ村組合の活動が停滞していたので、組合村々申合せのうえでの各領主への御下金要求が多くみられるようになるのは文政期以降、とくに普請費用負担が助合ではなく、組合村々の均等になってからではないだろうか。

- (94) 『平塚市史』5 No.八〇
 (95) 柳川起久雄家文書三三五
 (96) 城所区有文書六〇。なお、二八ヶ村組合での高割分は三八七貫余で普請費用全額との差引額は北金目村が負担したのであるか、不明である。また、城所村はこの割付額について領主佐倉藩より御下金が出る予定としている。
 (97) 柳川起久雄家文書三三四
 (98) 『平塚市史』5 No.八八
 (99) 柳川起久雄家文書三四八
 (100) 城所区有文書六〇
 (101) 柳川起久雄家文書三三二・三三三
 (102) 柳川起久雄家文書三三四
 (103) 『平塚市史』5 No.八八
 (104) 柳川起久雄家文書三三七
 (105) 『平塚市史』5 No.八八
 (106) 柳川起久雄家文書三四二・三四三
 (107) 『平塚市史』5 No.八六
 (108) 城所区有文書六〇
 (109) 柳川起久雄家文書三四八
 (110) 『平塚市史』5 No.八七・八八
 (111) 『平塚市史』5 No.八八
 (112) 『平塚市史』5 No.八九
 (113) 『平塚市史』5 No.九〇
 (114) 明治六年八月に出された「河港道路修築規則」に関係する規則と思われるが、詳細は不明である。
 (115) 『平塚市史』5 No.九四
 (116) 柳川起久雄家文書三八六。ただし、「北金目村外廿五ヶ村組合」とされている。
 (117) ただ、治水組合も被害を受ける村と構成村が一致する組合村ならば、また様相は異なるろう。
 (118) 「治水・水利史研究の現状と課題」・「近世・近代移行期の用水と村々―大麻生堰組合などの荒川水系用水組合を事例として―」(渡辺尚志編『近代移行期の名望家と地域・国家』名著出版 二〇〇六年)